

奈良市公報

第36号

令和2年10月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
9 16	479	公売通知書の公示送達	滞納整理課
9 17	480	令和2年度軽自動車税納税通知書の公示送達	市民税課
9 18	481	放置自転車等の保管	環境政策課
9 18	482	生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	保護課
9 18	483	奈良市公報号外第24号に掲載	福祉政策課
9 24	484	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9 24	485	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
9 24	486	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
9 25	487	放置自転車等の保管	環境政策課
9 25	488	差押調書の公示送達	滞納整理課
9 25	489	住民票の職権消除	市民課
9 28	490	農用地利用集積計画の決定	農政課
9 28	491	道路の位置指定	建築指導課
9 30	492	奈良市公報号外第24号に掲載	公園緑地課
9 30	493	インフルエンザ予防接種の実施の一部改正	健康増進課
9 30	494	平城京左京三条二坊宮跡庭園の臨時開園	文化財課

監 査 委 員

月 日	番号	件 名
9 29	13	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
9 28	48	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	経営企画課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
9 23	19	定例教育委員会の開催	教育政策課

告 示

奈良市告示第479号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第96条第1項の規定に基づく公売通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和 2年 9月16日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
公売通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

奈良市告示第480号

令和2年度軽自動車税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和 2年 9月17日

奈良市長 仲川 元 庸

1 送達をすべき文書

令和2年度軽自動車税納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

令和2年5月8日

3 送達を受けるべき者

別紙に記載

別紙省略

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年9月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年9月18日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年9月18日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	白菊薬局	奈良県奈良市鶴舞東町2-13 VIV1階	株式会社リオール	令和2年 7月1日
新	アイン薬局 奈良学園前店	奈良県奈良市鶴舞東町2-13 VIV1階		

奈良市告示第 484 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 2 年 9 月 24 日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和 2 年 8 月 6 日 奈良市指令整開 第 20A-16 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 2 年 9 月 24 日 第 1742 号

公共施設 令和 2 年 9 月 24 日 第 863 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法蓮町 203 番 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市柏木町 519 番 23 号

株式会社 吉川商事 代表取締役 吉川 彰浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市法蓮町 203 番 1 の一部

奈良市告示第485号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和2年9月24日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年9月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970102451	居宅介護支援	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目6番1号	ツクイ奈良	奈良市川之上 突抜北方町10番 1号

2 廃止年月日 令和2年9月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970107666	居宅介護支援	株式会社 ヘルスケアサポ ート新大宮ちしろ	奈良市大宮町 三丁目4番10号 矢筈ハイツ304号	ヘルスケアサポ ート新大宮ちし ろ	奈良市大宮町 三丁目4番10号 矢筈ハイツ304号

3 廃止年月日 令和2年1月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970107104	居宅介護支援	特定非営利活動法 人アメニティ・ライ フサポート・アシス ト	奈良市西木辻町 91番地4号	福祉相談サービス センター・あいびす	奈良市帝塚山南 四丁目11-7

奈良市告示第486号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和2年9月24日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年9月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970102451	通所介護	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目6番1号	ツクイ奈良	奈良市川之上突抜 北方町10番1号

2 廃止年月日 令和2年9月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970102451	訪問介護	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目6番1号	ツクイ奈良	奈良市川之上突抜 北方町10番1号

3 廃止年月日 令和2年9月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970106312	通所介護	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目6番1号	ツクイ奈良みあと	奈良市四条大路 五丁目4-37

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年9月 25日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年9月25日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第488号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 2年 9月 25 日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

奈良市告示第489号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 2年 9月25日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人

省略

奈良市告示第490号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和2年9月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第 491 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和2年9月28日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市西大寺芝町一丁目10番58号
申請者氏名	山道 哲也
道路の位置	奈良市法蓮町799番1の一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	26.93m
指定年月日	令和2年9月28日
指定番号	第R0121号

奈良市告示第 493 号

令和 2 年奈良市告示第 474 号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 9 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙 1 表中

村井整形外科	村井 聰	富雄北二丁目 3-3	51-6788
村嶋小児科医院	村嶋 徳昭	芝辻町二丁目 11-7 大島ビル 2F	35-3327

を

村井整形外科	村井 聰	富雄北二丁目 3-3	51-6788
--------	------	------------	---------

に、

奈良東九条病院	枝川 篤永	東九条町 752	61-1118
---------	-------	----------	---------

を

奈良東九条病院	枝川 篤永	東九条町 752	61-1118
ならまちリハビリテーション病院	有田 憲生	杉ヶ町 57-1	20-3700

に改める。

奈良市告示第494号

奈良市宮跡庭園条例施行規則(昭和59年奈良市規則第48号)第3条ただし書の規定により、平城京左京三条二坊宮跡庭園を令和2年10月21日から令和2年11月11日までの間の次に掲げる日を臨時に開園します。

令和2年9月30日

奈良市長 仲川元庸

- (1) 毎週水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)
- (2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。)

監

查

奈良市監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 2 年 9 月 29 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 山 本 憲 宥
同 伊 藤 剛

下水道事業課（旧下水道計画管理課（工事検査室を含む。））

監査結果公表日 平成 30 年 4 月 2 日（奈良市監査委員告示第 4 号）

措置結果通知日 令和 2 年 8 月 27 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>終末処理場等運転管理業務委託において、下請負については、契約書第5条に、あらかじめ発注者に書面による承諾を得た場合は、受注者が第三者に再委託又は下請負させることができる旨規定されているが、下請負の承諾行為を口頭により行っていた。</p> <p>下請負については、契約書に則り書面により承諾を行われたい。</p>	<p>令和 2 年度の終末処理場等運転管理業務委託において、受注者から再委託承認申請書が提出されたため、契約書に則り、再委託承認書により、下請負の承諾を行いました。</p> <p>このように下請負については、書面による承諾を行うよう改めました。</p>

公當企業

奈良市企業局告示第48号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止
の届出があつたので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年9月28日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
赤松設備工業所	赤松 三枝子	奈良市南京終町七丁目545番地 の3	令和2年9月18日
株式会社 ヤマ トエンジニアリ ング	代表取締役 鹿間 弘之	生駒市俵口町1879-74ふぁみー ゆ生駒108号	

教育委員会

奈良市教育委員会告示第19号

令和2年9月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和2年9月23日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和2年9月29日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 奈良市教育委員会障害者活躍推進計画について
- (2) 市立幼稚園の再編方針の変更について

議事

- 議案第24号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について
- 議案第25号 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について
- 議案第26号 令和3年度奈良市立幼稚園園児募集要項について

協議事項

- (1) 「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基本計画（案）について～」
- (2) 「（仮称）一条高等学校附属中学校の設置について①」
- (3) 「（仮称）一条高等学校附属中学校の設置について②～入学者選抜方法について～」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。